

千葉市建設工事等安全対策委員会運営要領

1 目的

この要領は、千葉市建設工事等安全対策委員会設置要綱（以下「要綱」という。）の規定により委員会及び部会の運営に関し必要な事項を定め、円滑な運営を図ることを目的とする。

2 安全審査

(1) 安全審査の目的

要綱第2条第1号に規定する事務（以下「安全審査」という。）は、本市の発注に係る建設工事、修繕及び業務委託（以下「建設工事等」という。）における、建設工事等の施工方法及び仮設構造物の設計、施工に関する審査を行い、工事施工中の安全確保を図るものである。

(2) 安全審査の内容

安全審査は、次の内容について行うものとする。

- ア 設計条件、施工条件の確認
- イ 仮設構造物の設計の審査
- ウ 施工方法の検討
- エ 他の関連する工事との整合性の確認
- オ その他施工の安全確保に関する事項

(3) 安全審査の対象工事等及び審査区分

安全審査は、部会で行うものとし、別表第1に掲げる対象工事について審査するものとし、部会長が特に必要と認める工事については、委員会と協議する。

(4) 安全審査の手続き

安全審査は、安全審査・施工条件検討運営フロー（別紙1）に示す手順で、行うものとする。

- ア 工事担当課長（室長又は所長）は、安全審査の対象工事等について、建設工事等（安全審査・施工条件）要請書（様式第1号）により安全審査を要請するものとする。
- イ 部会は、要請を受けた工事等について安全審査を行い、建設工事等（安全審査・施工条件）結果回答書（様式第2号）により審査結果を工事等担当課長（室長又は所長）に回答するものとする。

なお、建設工事等（安全審査・施工条件）結果回答書（様式第2号）には、建設工事等（安全審査・施工条件）会議録（様式第2-2号）を添付するものとする。

- ウ 安全審査にあたり、各部会長は、必要に応じ関係職員（担当者等）、設計者（建設コンサルタント等）を出席させ説明を求めることが出来るものとする。

エ 部会長は、部会における安全審査の処理状況について、開催状況報告（様式第3号）により委員会に報告するものとする。

3 施工条件検討

（1）施工条件検討の目的

要綱第2条第2号に規定する事務（以下「施工条件検討」）という。は、建設工事等の施工方法及び仮設構造物の設置等、工事等契約に係る条件明示の検討等を行い、施工中の安全確保を図るものである。

（2）施工条件検討の内容

施工条件検討は、次の内容について行うものとする。

ア 設計書作成にあたり、工事等担当課長（室長又は所長）から提出される条件明示の検討

イ 施工中において、現場の施工条件が契約図書の施工条件と異なる場合の検討

（3）施工条件検討の対象工事等及び審査区分

施工条件検討は、安全審査の対象工事等を対象とし、部会で行うものとする。

（4）施工条件検討の手続き

施工条件検討は、部会において以下に示す手続きに従って行うものとする。

ア 工事等担当課長（室長又は所長）は、施工条件検討の対象工事等について、建設工事等（安全審査・施工条件）要請書（様式第1号）により施工条件検討を要請するものとする。

イ 部会は、要請を受けた工事等について施工条件検討を行い、建設工事等（安全審査・施工条件）結果回答書（様式第2号）により検討結果を工事等担当課長（室長又は所長）に回答するものとする。

なお、建設工事等（安全審査・施工条件）結果回答書（様式第2号）には、建設工事等（安全審査・施工条件）会議録（様式第2-2号）を添付するものとする。

ウ 部会長は、部会における施工条件検討の処理状況について、開催状況等報告（様式第3号）により委員会に報告するものとする。

4 事故調査

（1）事故調査の目的

要綱第2条第3号に規定する事務（以下「事故調査」という。）は、建設工事等において発生した事故について実施方法、作業環境を調査分析し、類似作業における事故の再発防止を図り、工事施工中等における安全確保に資することを目的とする。

（2）事故調査の内容

事故調査は、次の内容について行うものとする。

- ア 事故原因を技術的に分析して、事故の再発防止に努める。
- イ 事故事例を収集、整理してデータベース化を図り、安全対策の充実を図る。
- ウ 安全施工技術のデータベース化を図り、安全確保の普及に努める。

(3) 事故調査報告の対象

事故調査報告の対象は、本市発注に係る建設工事等における事故のうち、次のいずれかに該当する場合とする。

- ア 労働災害（工事作業に起因して、工事関係者が死傷した事故）
- イ もらい事故（第三者の行為に起因して工事関係者が死傷した事故）
- ウ 死傷公衆災害（工事作業に起因して、工事関係者以外の第三者が死傷した事故）
- エ 物損公衆災害（工事作業に起因して、工事関係者以外の第三者の資産に損害を与えた事故）
- オ その他（労働安全衛生規則第96条関係で報告が定められている事故等）

(4) 事故調査報告

事故調査は、部会において以下に示す手順及び「千葉市建設工事等事故報告マニュアル」に従って行うものとする。

ア 事故調査報告

部会は、事故が発生したときは、速やかに事故原因を調査し、事故区分に応じた事故調査報告を行うものとする。

イ 国土交通省「建設工事事故データベースシステム（SAS）」への登録

部会は、事故が発生したときは、上記①の他に、国土交通省様式により技術管理課に提出し、技術管理課が国土交通省「建設工事事故データベースシステム（SAS）」に登録するものとする。

5 事故防止対策（安全パトロール）

(1) 事故防止対策の目的

要綱第2条第4号に規定する事務（以下「事故防止対策」という。）は、建設工事等における実施方法・施工方法、安全管理面について作業場所を巡回・巡視し、危険箇所の改善、勧告（指示）等により事故防止を図るものである。

(2) 事故防止対策の内容

事故防止対策は、次の内容について行うものとする。

- ア 巡回・巡視により改善すべき事項を、その建設工事等の担当課長（室長又は所長）へ口頭若しくは書類により指示・通知する。
- イ その他安全管理上必要と認めること。

(3) 事故防止対策の組織・構成

各部会委員及び部会長が指名した者とし、運営その他必要事項は部会長が別に定め

る。

(4) 事故防止対策の情報共有

部会長は巡回・巡視について、巡回・巡視報告（様式第4号）により技術管理課に提出し、技術管理課がデータベース化を図るものとする。

6 連絡会議

(1) 連絡会議の目的

要綱第2条第5号に規定する工事関係者連絡会議（以下「連絡会議」という。）は、複数の工事が相互に関連する工事現場において、受注業者相互の緊密な連絡調整を図るとともに、協力して工事を安全かつ円滑に実施することを目的とする。

(2) 連絡会議の業務内容

連絡会議の業務内容は、次のとおりとする。

- ア 各工事に関連する仮設構造物の調整
- イ 各関連工事の工程の調整
- ウ 緊急時（災害発生時）の連絡、避難等体制整備
- エ 現場作業者に対する安全教育の徹底
- オ 公衆災害防止の徹底
- カ 安全パトロールの実施
- キ 各種の安全に関する講習会及び研修会の実施
- ク その他工事の安全施工に係る会員相互の連絡調整

(3) 連絡会議設置の対象工事現場

連絡会議設置の対象工事現場は、次のいずれかに該当する場合とする。

- ア 工区を分割して行う工事
- イ 複数の受注業者が同一区域で工事を行う場合
- ウ その他工事間の調整を必要とする場合

ただし、工期は短期間の工事及び維持補修工事等の軽微な工事は対象としない。

(4) 連絡会議の組織

連絡会議は、対象工事現場ごとに設置するものとし、部会及び工事担当課（室又は所）は、次の方針に沿って設置するよう、受注会社を指導するものとする。

- ア 連絡会議の会員は、対象工事現場に関連する全ての受注業者とする。
- イ 発注者（監督職員）は、オブザーバーとして参画し、助言等を行う。

(5) 連絡会議の設置報告

部会は、連絡会議が設置されたときは、連絡会議設置状況を開催状況等報告（様式第3号）により委員会に報告するものとする。

7 その他

部会委員以外の担当課が、要綱第2条を行うときは、同種の工事を所管する部会にて措置するものとする。

なお、これにより難しい場合は、土木部会にて措置するものとする。

8 適用

- (1) 本要領適用日に、既に契約済みの設計委託及び工事は本要領の対象としない。
- (2) 本要領適用日以降に発生した事故は、事故調査の対象とする。

附 則

本要領は、平成9年8月1日から適用する。

附 則

本要領は、平成15年3月25日から適用する。

附 則

本要領は、平成19年1月22日から適用する。

附 則

本要領は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

本要領は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

本要領は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

本要領は、平成29年4月1日から適用する。

附 則

本要領は、平成30年4月1日から適用する。

附 則

本要領は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

本要領は、令和4年4月1日から適用する。

安全審査・施工条件検討運営フロー

作成種類名	様式名	工事担当課	担当事務局	部会	技術管理課 (事務局)	備考
①建設工事等（安全審査・施工条件検討）要請書	様式第1号	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">要請書の作成</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">要請書 (様式第1号)の 取りまとめ</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">審</div>		*部会長は、必要に応じて設計者等を出席させ、説明を求めることができる。
②建設工事等（安全審査・施工条件検討）結果回答書	様式第2号	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">結果回答書に 基づき対応</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">結果回答書 (様式第2号)の 作成</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">議</div>		
③千葉市建設工事安全審査部会の開催状況等について	様式第3号		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">開催状況等について (様式第3号)の 作成</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">報告 (様式第1号、 第2号を添付する)</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">安全対策委員会</div>	

別表第1 安全審査の対象工事等

各 部 会 共 通
1 土留工及び締切工
(1) 軟弱地盤で、掘削深さ7.0m以上の場合
(2) 偏土圧を受け、掘削深さ7.0m以上の場合
(3) 上記(1)、(2)以外で、掘削深さ9.0m以上の場合
(4) 仮締切の計画水位からの床付深さ7.0m以上の場合
(5) 河川堤防と同程度の機能を必要とする締切工で、背後地の住家等に影響する恐れのある場合
(6) 鉄道、道路、河川等重要構造物に近接し、その構造物及び周辺地域に地盤変動等の影響が予想される土留工及び締切工の場合
2 一般交通を供用する主要道路において連続する路面覆工、仮設橋等の仮設構造物
3 トンネル及びシールド工事
4 推進工事で作業員が中に入る場合
5 圧気潜函基礎(2気圧以上)
6 建築工事で、地下が1階を超える工事又は7.0m以上の根切りを必要とする工事
7 大スパン構造を有する工事
8 特殊な仮設備等が必要と想定される工事
9 その他部会長が指示する工事等

大スパン構造を有する工事とは、最大支間50メートル以上の橋梁の建設及び人口が集中している地域内における道路上若しくは道路に隣接した場所又は鉄道の軌道上若しくは軌道に隣接した場所における最大支間30メートル以上50メートル未満の橋梁の上部構造建設等の工事をいう。

様式第1号

年 月 日

(安全審査部会名)
部会長 様

担当課長 (室長・所長)

建設工事等 (安全審査・施工条件検討) 要請書

下記により、(安全審査・施工条件検討) を要請します。

記

工事名			
委託件名			
施工箇所			
事業年度	年度	整理番号	
完成期限	年 月 日	工事着手予定	年 月 日
(審査対象) (検討対象)			

注1 整理番号は、部会別、年度別に通し番号を記入する。

2 審査・検討対象は、運営要領別表第1の対象工事を記入する。

3 審査結果回答書は、設計書及び報告書に、検討結果回答書は設計書に綴ること。

様式第2号

年 月 日

担当課長（室長・所長） 様

（部会名）

部会長

建設工事等（安全審査・施工条件検討）結果回答書

このことについて、（安全審査・施工条件検討）の結果を下記のとおり回答します。

記

審査・検討 結果	（要旨）
	第1回 年 月 日
（審査・検討） 年月日	

建設工事等(安全審査・施工条件)会議録

様式第2-2号

件名	工事名・委託件名				事業年度	年度	整理番号	担当課(室・所)名	事務局
	工事区分		施工箇所					部会	担当者
審査・検討年月日	年月日	会議場所	第 1 回		審査・検討結果				
出席者	氏名		部会委員	氏名					
	部会長								
	部会委員								
説明者			設計者						
会議主旨	安全審査・施工条件検討								
配布資料									

建設工事等(安全審査・施工条件)会議録

				担当課(室・所)名			
件名	工事名		事業年度	年度	整理番号	事務局	
	工事区分	施工箇所	部会				担当者
審査・検討年月日				審査・検討結果			

様式第3号

年 月 日

千葉市建設工事等安全対策委員会 様

千葉市建設工事等安全対策委員会

〇〇部会 部会長 〇〇〇〇

千葉市建設工事等安全審査等の開催状況について（報告）

このことについて、 年 月分の開催状況等を、下記のとおり報告します。

記

事務区分	審査機関	今年度前月迄	今 月 分	累 計
安全審査	開催件数	() 回	() 回	() 回
施工条件検討	開催回数	() 回	() 回	() 回
連絡会議設置	設置件数	件	件	件

- 1 安全審査は開催回数を記入すること。
- 2 工事件数を（ ）内に記入すること。
- 3 工事件数は重複しないものとする。
- 4 安全審査・施工条件検討及び連絡会議が、開催または設置された場合は、翌月の10日までに委員会庶務に提出すること。
- 5 要請書（様式第1号）、回答書（様式第2号）を添付すること。

様式第4号

年 月 日

千葉市建設工事等安全対策委員会
庶務 技術管理課長 様

千葉市建設工事等安全対策委員会

千葉市建設工事等巡回・巡視について（報告）

このことについて、 年 月分の巡回・巡視を、下記のとおり報告します。

記

巡回・巡視箇所	箇所
優良事項	件
指摘事項	件

- 1 巡回・巡視箇所はその月の巡回・巡視の現場箇所数を記入すること。
- 2 優良事項はその月の巡回・巡視の現場の安全管理上、他の現場の模範となるような事項があれば記入すること。また、別表に内容を記入すること。
- 3 指摘事項はその月の巡回・巡視の現場の安全管理上、改善指示（口頭指示を含む）をした事項があれば記入すること。また、別表に内容を記入すること。
- 4 巡回・巡視が実施された場合は、翌月の10日までに委員会庶務に提出

優良 指摘	現場状況 (内容)	現場写真等